別表１（第３条関係）

区　分	経　　費	補助事業者	補助率又は補助額	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
農地集積促進事業	徳島県農山漁村未来創造事業（農地集積型）に要する経費			区分の欄に掲げる事業間における経費の増減	
１耕作放棄地再生支援事業	農地中間管理機構から耕作放棄地を借り受けた「受け手」に対し，再生作業に要する経費（障害物除去、廃棄物処理、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良に要する経費）	市町村 農業者 農業者の組織する団体	定額（10ａ当たり７万円以内）	経費の20％を超える増減 補助金額の変更	事業実施主体の変更 事業の新設，中止又は廃止 施行箇所の変更 事業量の20％を超える変更
２経営拡大支援事業	農地中間管理機構から農地を借り受けた「受け手」が，規模拡大や作業効率化に必要な農業用施設・機械等の導入整備に要する経費 （ただし、以下のものを除く。 一　50万円未満のもの 二　耐用年数５年未満のもの 三　トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックフォー、ＧＰＳガイダンスシステム等農業経営の用途意外に容易に供される汎用性の高いもの）	市町村 農業者 農業者の組織する団体	定額（事業費の10分の3以内） （上限200万円／経営体）	経費の20％を超える増減 補助金額の変更	事業実施主体の変更 事業の新設，中止又は廃止 施設の基本構造及び主要機能の変更 導入機械の数量の変更

別表２（第３条関係）

区　分	経　　費	補助事業者	補助率又は補助額	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
園芸産地リノベーション事業	園芸産地の強化・維持拡大を図るため、県が選定した課題解決推進品目及び各産地の課題解決が必要な品目について、生産拡大、流通改革、ブランド力強化、地域の核となる品目の団地化等の取組に要する経費	農業協同組合、農業者が組織する団体	定額（上限100万円／経営体）	経費の20％を超える増減 補助金額の変更	事業実施主体の変更 事業の新設，中止又は廃止

別表３（第３条関係）

区　分	経　　費	補助事業者	補助率又は補助額	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
「とくしま農林水産物等海外輸出戦略」推進事業					
１とくしま輸出バリューチェーン構築強化事業	生産者又は事業者が抱える以下の課題への解決を支援することで、輸出による「とくしまブランド」の海外展開を促進するために要する経費 一　初期輸出 二　輸出の定着化・連携 三　ハラール対応 四　６次化商品等の輸出 五　食インフラの海外展開 六　輸出環境の整備 七　国際的認証資格の取得	農林漁業者 農林水産関係団体 商工業者 商工関係団体 その他代表理事が「とくしまブランド」の輸出拡大に当たって必要性が高いと認める事業者	２分の１以内 ※取組内容ごとの補助限度額は別途定める	経費の20％を超える増減 補助金額の変更	事業実施主体の変更 事業の新設，中止又は廃止
２世界の荒波「武者修行」事業	生産者や事業者が、新たな販路拡大のため海外での展示会や商談会への初出展等を行うための渡航に要する経費	農林漁業者 農林水産関係団体 商工業者 商工関係団体 その他代表理事が「とくしまブランド」の輸出拡大に当たって必要性が高いと認める事業者	２分の１以内 ※但し、補助限度額は１つの補助事業者につき、50万円以内とする	経費の20％を超える増減 補助金額の変更	事業実施主体の変更 事業の新設，中止又は廃止